

## 令和5年2月定例会 企画財政委員会（急施議案）の概要

日時 令和5年2月24日（金） 開会 午後2時40分  
閉会 午後3時23分

場所 第1委員会室

出席委員 藤井健志委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
関根信明委員、宇田川幸夫委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
井上航委員、萩原一寿委員、白根大輔委員、柿沼貴志委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、西村朗政策・財務局長、  
堀口幸生行政・デジタル改革局長、仲山良二地域経営局長、  
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長、石川護土地水政策課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第50号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）	原案可決
第53号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）	原案可決

#### 2 請願 なし

### 【付託議案に対する質疑】

#### 宇田川委員

- 1 第50号議案について、国の経済対策である社会資本整備総合交付金と連動して県債が計上されているが、今後、どのような形で交付税上の措置があるのか。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が計上されているが、その活用状況はどのようなものになっているのか。
- 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不足に対し、繰越金で賄ってきたと認識している。最終的にこの交付金でどのくらい戻ってくるのか。

#### 財政課長

- 1 県債は131億6,700万円計上したが、これらは国の経済対策に伴う補正予算で財源措置が手厚くなっている。具体的には充当率、交付税措置率が引き上げられており、充当率の場合、通常は主に90パーセントであるところ、100パーセントまで充当可能となっている。また交付税措置率も、後年度における元利償還金の地方負担分に対して、通常は主に20パーセントくらいであるところ、50パーセントまで引き上げられる形となっている。特に、今回、公共事業を多く計上しているが、これらに防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充当している。これは充当率100パーセント、交付税措置は50パーセント、さらに残りの50パーセントも交付税の単位費用で措置されており、事実上、自治体の負担が生じない措置となっている。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億6,027万5,000円計上している。内訳は原油価格・物価高騰分が1億1,300万円で住宅の省エネ化に向けた支援の財源として活用している。また、国庫補助の地方負担分が2億4,727万5,000円で県立学校の更なる感染防止対策などの財源として活用している。
- 3 重点交付金として145億円、原油価格・物価高騰分134億円、地方単独分234億円が今年度に活用できるが、補正予算第10号で財源更正を行っている。これまで臨時交付金の充当事業の繰越しができるか明確でなかったが、令和4年12月23日に国から通知があり、繰越しが可能となったことなどから、一時的にコロナ基金や繰越金で対応していた分の財源振替を行う予定である。その結果、三つの臨時交付金は予算上の整理であるが、残高はゼロとなる見込みである。これまでに繰越金を87億円、コロナ基金を73億円、合計160億円を活用し、一時的に立て替えてきた。事業の進捗に伴う執行見込みや繰越しが可能となったことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源振替することにより、残高はゼロとなる。

#### 宇田川委員

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業について、繰越金を使ってきたが、その分が交付税で戻ってくるということか。

#### 財政課長

今までの補正予算において、本来、臨時交付金を充当したい事業に対して、その時点で国から十分に臨時交付金が措置されていなかったことや、翌年度に繰越しをする事業には充当できなかったため、コロナ基金や繰越金を一時的に充当してきた。今回、これに対し、

臨時交付金を充当できる状況になったため、補正予算第10号において財源更正をし、臨時交付金を活用することにより、コロナ基金と繰越金が160億円戻ってきたため、財政調整基金の取崩中止や新たな積立てなど、後年度の財源として確保している。交付税は国の経済対策で追加の配分があったが、最終的に予算に対して、キャッシュとしての交付税が減り、臨時財政対策債が増えたため、実質的な交付税は若干増えたという状況である。

#### 宇田川委員

160億円は交付税措置が100パーセントされたということか。

#### 財政課長

160億円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して、繰越金やコロナ基金を戻し、後年度の財源として確保したいと考えている。

#### 関根委員

- 1 第50号議案のうち、「国土調査費（地籍調査事業費）」について、5,054万1千円が計上されているが、補助対象となる市町村はどこか。また、その事業量はどの程度のものか。
- 2 急施議案とすることになった経緯とその効果について伺いたい。

#### 土地水政策課長

- 1 対象はときがわ町及び東秩父村である。また、事業量は二つの町村で調査面積が約1.7平方キロメートルである。
- 2 経緯は、両町村とも令和5年度当初予算で対応予定であったが、希望があったため今回の補正予算の対応とした。効果としては、令和5年度当初予算で実施した場合と比べると、事業着手を2、3か月程度前倒しすることができる。

#### 関根委員

地籍調査の対象となる市町村の選定は、災害があった市町村を優先しているのか。又は、市町村からの手挙げ方式なのか。

#### 土地水政策課長

国の総合経済対策の防災・減災、国土強靱化の推進を目的とした補助であり、土砂災害警戒区域などで地籍調査を実施する市町村が対象とされている。その対象市町村から希望を募ったところ、ときがわ町、東秩父村から希望があり決定した。

#### 齊藤委員

第53号議案について、予備費が5億円増額となっているが、金額の積算根拠はどのようなものか。

#### 財政課長

今年度当初予算で予備費を10億円計上していたが、現在の残高は3億円まで減少している。高病原性鳥インフルエンザが令和4年12月から翌年2月までの約2か月の間で5回発生し、その防疫措置の所要見込額が約10億円となっている。今年度は残り1か月であるため、その半分として5億円を計上した。

## 齊藤委員

今年度の予備費の執行状況と過去に予備費を充当した大きな事業は何か。

## 財政課長

今年度は既に7億円充当している。大きいものは高病原性鳥インフルエンザの対応として4億8,000万円、光熱水費の高騰に伴う不足分として、学校関係の支払でさきの定例会での補正予算までに支払が生じたものが1億6,000万円、東5区の県議会議員補欠選挙の関連経費として3,400万円、裁判費用の弁護士報酬として1,100万円などである。過去に予備費を充当した大きな事例としては、令和元年度に豚熱の関係で2億2,000万円、平成25年度に皆野町で起きた盛土の崩落事故の復旧で2億円、平成21年度の大雪の除雪経費で2千万円、平成19年度の大雪の除雪経費で7千万円を充当している。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし